

姫路市登録業者指名停止等措置要綱

昭和 6 2 年 6 月 2 5 日
最終改正 令和 7 年 3 月 2 6 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、法令等に定めるもののほか、登録業者及び共同企業体に対する指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 1 条の 2 この要綱において「指名停止」とは、一定の要件に該当するため、建設工事等の契約の相手方として不適当な登録業者又は共同企業体（以下「登録業者等」という。）について、市長が一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。

2 この要綱において「建設工事等」とは、工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約をいう。

3 この要綱において「登録業者」とは、競争入札の参加資格等について（平成 2 3 年姫路市告示第 4 0 8 号）により業者登録名簿に登録された者をいう。

4 この要綱において「共同企業体」とは、一の工事を共同して請け負うために結成された 2 以上の建設業者の集合体をいう。

（登録業者等の指名停止等）

第 2 条 市長は、登録業者等が別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは別表第 1 及び別表第 2 に定める期間、当該登録業者等について指名停止を行うものとする。ただし、措置要件が、別表第 1 社会的信用失墜行為の款 1 6 の項若しくはその他の款 1 7 の項第 9 号若しくは第 1 0 号又は別表第 2 粗雑行為の款 3 の項若しくは契約違反の款 5 の項第 4 号に該当するときは、これらの項に定める期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、次に掲げる事由により、前項の規定による指名停止を受けた登録業者（以下この項及び次項において「被承継業者」という。）が他の登録業者又は新たに登録業者となる者に事業に関する権利又は義務を承継した場合は、承継された登録業者又は新たに登録業者となる者（以下「承継業者」という。）についても指名停止を行うことができる。

(1) 被承継業者の事業を承継業者が相続したとき。

(2) 被承継業者の事業を承継業者に譲渡したとき。

(3) 被承継業者が会社を分割したとき。

(4) 被承継業者と承継業者が会社を合併したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、被承継業者から承継業者に事業に関する権利又は義務が承継されたと市長が認めるとき。

3 前項の場合において、被承継業者に対する指名停止の期間は、承継業者に係る指名停止の期間と同一とする。

4 第 1 項及び第 2 項の場合において、当該指名停止に係る登録業者等を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（業者登録名簿登録前の事由による指名停止等）

第2条の2 市長は、新たに登録業者となる者が、業者登録名簿に登録される前に
いて、別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当していたことが確
認され、当該措置要件に該当することとなった日から起算して、新たに登録業者と
なった日においても指名停止の期間中である場合は、当該新たに登録業者になる者
に対して指名停止を行うことができる。新たに登録業者となる者が、前条第2項各
号に掲げる事由により措置要件に該当する行為を行った登録業者でない者から事業
に関する権利又は義務を承継した場合も、また同様とする。

2 前項の場合における指名停止の期間は、新たに業者登録名簿に登録された日から、
当該措置要件に該当することとなった日から起算して当該指名停止の期間の終期ま
でとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により指定停止を受けた者につい
て準用する。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第3条 市長は、第2条第1項若しくは第2項又は前条の規定により指名停止を行う
場合において、当該登録業者等に登録業者である下請負人があり、その者が当該指
名停止に係る事由につき責めを負うことが明らかになったときは、その者について
も、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、
当該共同企業体の登録業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負
わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を
併せ行うものとする。

3 市長は、第2条第1項若しくは第2項、前条第1項又は前項の規定による指名停
止に係る登録業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指
名停止を行うものとする。

（指名停止の期間等の特例）

第4条 登録業者等が一の事案において別表第1及び別表第2に掲げる措置要件の二
以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長いも
のを適用する。

2 登録業者等が次の各号に該当することとなった場合における指名停止の期間はそ
れぞれ別表第1に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して3年を限度と
する。

(1) 別表第1の1の項の措置要件に該当したことによる指名停止の期間中又は当該
期間の満了後3年を経過するまでの間に、別の事案において同表の1の項の措置
要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1の2の項から5の項までの措置要件のいずれかに該当したことによる
指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別の事案に
おいて同表の2の項から5の項までの措置要件のいずれかに該当することとなっ
たとき。

3 登録業者等が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、
別の事案において別表第1及び別表第2に掲げる措置要件（前項に規定する措置要
件を除く。）に該当することとなった場合における指名停止の期間は別表第1又は
別表第2に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して3年を限度とする。

4 市長は、登録業者等について指名停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らか

であるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表第1及び別表第2並びに前3項の規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じた期間を指名停止の期間とすることができる。

- 5 市長は、登録業者等について極めて悪質な事由が明らかであるとき、若しくは登録業者等が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な事由が指名停止の決定後明らかになったときは、別表第1及び別表第2並びに第1項から第3項までの規定により定めた指名停止の期間を2倍にした期間を指名停止の期間とすることができる。ただし、通算して3年を限度とする。

（独占禁止法違反行為等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条の2 第2条第1項又は第2条の2第1項の規定により指名停止を行う場合において、その対象となる登録業者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当するとき（第4条第2項又は第3項の規定に該当するときを除く。）の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。ただし、通算して3年を限度とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、登録業者等の契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第1独占禁止法違反行為の款2の項第1号に掲げる業務に関し同項に該当し、又は談合行為等の款5の項第1号に掲げる業務に関し同項に該当することとなったときにおける指名停止の期間は、同表に定める期間の2倍の期間とする。
- (2) 別表第1独占禁止法違反行為の款に該当する登録業者等について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令又は課徴金納付命令において、首謀者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当する場合を除く。）における指名停止の期間は、同表に定める指名停止期間の2倍の期間とする。
- (3) 別表第1独占禁止法違反行為の款に該当する登録業者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号の規定に該当する場合を除く。）の指名停止の期間は、同表に定める期間の2倍の期間とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく市長又は他の公共団体の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになった場合で、別表第1独占禁止法違反行為の款に該当する登録業者等又は登録業者である法人の役員若しくは使用人に、当該関与行為に関し、悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当するときを除く。）における指名停止の期間は、同表に定める期間に1月を加算して得た期間とする。ただし、この号及び次号における悪質な事由とは、当該発注者に対して登録業者又は登録業者である法人の役員若しくは使用人が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (5) 本市又は他の公共団体等の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第1談合行為等の款に該当する登録業者等又は登録業者である法人の役員若しくは使用人に悪質な事由があるときにおける指名停止の期間は、同表に定める期間に1月を

加算して得た期間とする。

- 2 市長は、別表第1独占禁止法違反行為の款に該当する登録業者等について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、同表に定める期間に2分の1を乗じた期間とすることができる。

（指名停止の解除）

- 第5条 市長は、指名停止の期間中の登録業者等が当該指名停止に係る事由につき責めを負わないことが明らかになったときは、当該登録業者等についての指名停止を解除するものとする。

（委員会への諮問）

- 第6条 市長は、第2条第1項若しくは第2項、第2条の2第1項又は第3条の規定により指名停止を行い、第4条第4項若しくは第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ、工事関係登録業者等については姫路市建設工事入札参加者審査委員会、物品関係登録業者については姫路市物品特別調達委員会に意見を聴くことができる。

（下請等の不承認）

- 第7条 市長は、指名停止期間中の登録業者等が本市と締結した契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認しないものとする。ただし、当該工事の特殊性等により、やむを得ない事由が認められるときは、この限りでない。

（指名停止の通知）

- 第8条 市長は、第2条第1項若しくは第2項、第2条の2第1項又は第3条の規定により指名停止を行い、第4条第4項若しくは第5項又は第4条の2第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、当該登録業者等に対しその旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止を行った旨を通知する場合は、必要に応じ、当該登録業者等から改善措置の報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

- 第9条 市長は、指名停止の期間中の登録業者等を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

- 第10条 市長は、指名停止を行わない場合においても必要があると認めるときは、登録業者等に対し、書面又は口頭により警告し、又は注意することができる。

（情報の公表）

- 第11条 市長は、指名停止に関する情報を公表するものとする。ただし、別表第1その他の款17の項第2号に該当する場合の指名停止に関する情報については、この限りでない。

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は制定の日から施行する。

2 姫路市入札参加排除の認定及び指名停止基準（以下「旧基準」という。）は廃止する。

(旧基準に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行前になされた指名停止は、なお効力を有する。ただし、この要綱により期間を変更し、又は解除できるものとする。

附 則（平成4年7月10日改正）

1 この要綱は、平成4年7月10日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当した者について適用する。

附 則（平成5年4月1日改正）

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当した者について適用する。

附 則（平成6年12月1日改正）

1 この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当した者について適用する。

附 則（平成9年1月31日改正）

1 この要綱は、平成9年1月31日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱第4条第2項及び第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当した者について適用する。

附 則（平成12年4月1日改正）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当した者について適用し、同日前に措置要件に該当した者については、なお、従前の例による。

3 姫路市建設工事登録業者指名留保措置基準（以下「旧基準」という。）は廃止する。

4 この要綱の施行前に旧基準の措置要件に該当した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成12年10月1日改正）

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年1月4日改正）

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

附 則（平成13年9月1日改正）

1 この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱別表第1の規定は、

この要綱の施行の日以後に措置要件に該当した者について適用し、同日前に措置要件に該当した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成１４年１２月１日改正）

- 1 この要綱は、平成１４年１２月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱別表第１の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当した者について適用し、同日前に措置要件に該当した者については、なお従前の例による。

附 則（平成１７年７月１日改正）

- 1 この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱（以下「新要綱」という。）別表第１独占禁止法違反行為の款及び談合行為等の款の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後にこれらの款に該当した者について適用し、施行日前に当該事案についてこれらの款に該当していた者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前にこの要綱による改正前の姫路市登録業者指名停止等措置要綱（以下「旧要綱」という。）別表第１独占禁止法違反行為の款に該当していた者については、当該事案について施行日以後に新要綱別表第１独占禁止法違反行為の款に該当することとなった場合であっても、同款の規定を適用しない。
- 4 施行日前に旧要綱別表第１独占禁止法違反行為の款２の項に該当していた者で、当該事案について施行日以後に同款４の項に該当したものについては、同項の規定を適用する。

附 則（平成１７年１０月１日改正）

- 1 この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則（平成１８年５月２２日改正）

- 1 この要綱は、平成１８年５月２２日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱（以下「新要綱」という。）別表第１の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に措置要件に該当した者について適用し、同日前に措置要件に該当した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前にこの要綱による改正前の姫路市登録業者指名停止等措置要綱別表第１独占禁止法違反行為の款に該当していた者については、当該事案について施行日以後に新要綱別表第１独占禁止法違反行為の款に該当することとなった場合であっても、同款の規定を適用しない。
- 4 前項及び前々項の規定にかかわらず、平成１７年６月３０日までに平成１４年１２月１日改正の姫路市登録業者指名停止等措置要綱別表第１独占禁止法違反行為の款２の項に該当していた者で、当該事案について施行日以後に同款４の項に該当したものについては、同項の規定を適用する。

附 則（平成１８年６月３０日改正）

この要綱は、平成１８年６月３０日から施行する。

附 則（平成１９年４月２日改正）

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 17 日改正）

この要綱は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 14 日改正）

この要綱は、平成 21 年 7 月 14 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 26 日改正）

この要綱は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日改正）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 5 号の改正規定は、同年 3 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱別表第 1 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に措置要件に該当した者について適用し、同日前に措置要件に該当した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 11 月 1 日改正）

- 1 この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱別表第 1 の規定は、平成 24 年 11 月 1 日以後に措置要件に該当したものについて適用し、同日前に措置要件に該当したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日改正）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱第 4 条、第 4 条の 2、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、措置要件に該当する事実が平成 25 年 4 月 1 日以後に行われたものに係る指名停止措置及び情報の公表について適用し、同日前に措置要件に該当する事実が行われたものに係る指名停止措置及び情報の公表については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日改正）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項、第 4 条の 2 第 2 項、別表第 1 備考の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）附則第 2 条から第 4 条までの規定によりなお従前の例によることとされた審判手続の当事者である登録業者等に係る指名停止期間の特例の適用については、当該手続に係るものに限り、この要綱による改正後の第 4 条の 2 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日改正）

この要綱は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（令和４年４月１日改正）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月２１日改正）

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

附 則（令和６年９月２５日改正）

- 1 この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当した者について適用し、同日前に措置要件に該当した者については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月２６日改正）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市登録業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当した者について適用し、同日前に措置要件に該当した者については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 2 条、第 4 条、第 4 条の 2、第 1 1 条関係) 不正行為等に基づく措置要件

措 置 要 件			期 間
贈 賄	1	登録業者、登録業者である法人の役員又は登録業者の使用人が、次の各号に掲げる者に対する贈賄の容疑により逮捕され、事件を検察官に送致され、又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市職員 (2) 兵庫県内の本市以外の公共機関の職員 (3) 兵庫県を除く近畿府県内の公共機関の職員 (4) 近畿府県外の公共機関の職員	事実を知った日から 1 2 月 9 月 6 月 6 月
	2	登録業者が、次に掲げる業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反する行為をし、当該行為についての公正取引委員会の排除措置命令、若しくは課徴金納付命令があったとき、又は課徴金減免制度の適用を受け、かつ、その事実が公表されたとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等 (3) 兵庫県外の一般建設工事等	事実を知った日から 1 2 月 8 月 4 月
	3	登録業者が、次に掲げる業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、公正取引委員会の刑事告発があったとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等 (3) 兵庫県外の一般建設工事等	事実を知った日から 1 8 月 1 2 月 6 月
	4	登録業者、登録業者の役員又は使用人が、独占禁止法違反の容疑により逮捕され、事件を検察官に送致され、又は公訴を提起されたとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等 (3) 兵庫県外の一般建設工事等	事実を知った日から 1 8 月 1 2 月 6 月
談 合 行 為 等	5	登録業者、登録業者である法人の役員又は登録業者の使用人が、次に掲げる業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、事件を検察官に送致され、又は公訴を提起されたとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等 (3) 兵庫県を除く近畿府県内の一般建設工事等 (4) 近畿府県外の一般建設工事等	事実を知った日から 1 8 月 1 2 月 6 月 6 月

暴力 団 関 係	6	登録業者に関し、警察の確認又は通報等に基づき、次に掲げる事実が明らかになったとき。 (1) 暴力団又は暴力団員であることが明らかになったとき。 (2) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）していることが明らかになったとき。 (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。 (4) 登録業者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員の威力を利用したことが明らかになったとき。 (5) 登録業者又は役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。 (6) 登録業者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	認定の日から 1 2 月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで 1 2 月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで 6 月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで 6 月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで 3 月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで 6 月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで
	7	登録業者、登録業者である法人の役員その他相当の責任の地位にある者が、次の各号に掲げる業務に関し、暴力行為を行い、逮捕され、事件を検察官に送致され、又は公訴を提起されたとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等	事実を知った日から 9 月 8 月
	8	登録業者の使用人が、次の各号に掲げる業務に関し暴力行為を行ったことにより、逮捕され、事件を検察官に送致され、又は公訴を提起されたとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等	事実を知った日から 6 月 5 月
脱 税 行 為	9	登録業者、登録業者である法人の役員又は登録業者の使用人が、業務に関し、脱税行為により逮捕され、事件を検察官に送致され、又は公訴を提起されたとき。	事実を知った日から 3 月

補助金の不正受給を目的とした不正行為	10	登録業者、登録業者である法人の役員又は登録業者の使用人が、次の各号に掲げる業務に関し、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕され、事件を検察官に送致され、又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市の補助事業等又は間接補助事業等（以下「補助事業等」という。） (2) 兵庫県及び県内の市町の補助事業等	事実を知った日から 12月 9月
建設業法違反行為	11	登録業者、登録業者である法人の役員又は登録業者の使用人が、次の各号に掲げる業務に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、事件を検察官に送致され、又は公訴を提起されたとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等 (3) 兵庫県を除く近畿府県内の一般建設工事等 (4) 近畿府県外の一般建設工事等	事実を知った日から 9月 8月 6月 3月
	12	登録業者が、次の各号に掲げる業務に関し、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等 (3) 兵庫県外の一般建設工事等	事実を知った日から 6月 5月 3月
	13	登録業者が、次の各号に掲げる業務に関し、建設業法第28条の規定により、指示を受けたとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等 (3) 兵庫県外の一般建設工事等	事実を知った日から 3月 2月 1月
法令違反行為	14	登録業者、登録業者である法人の役員又は登録業者の使用人が、次の各号に掲げる業務に関し、業務関連法令に重大な違反をしたとき。 (1) 市発注の建設工事等 (2) 兵庫県内の一般建設工事等	事実を知った日から 3月 2月
	15	登録業者、登録業者である法人の役員又は登録業者の使用人が、業務に関し、兵庫県内において自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反により、逮捕され、事件を検察官に送致され、又は公訴を提起されたとき。	事実を知った日から 2月

社会的信用失墜行為	16	前各項に掲げる場合のほか、登録業者が業務に関し、故意又は重大な過失により社会的信用を失墜する行為をなし、その行為が重大であり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定の日から 12月以内
	17	登録業者等に次の各号に掲げる重大な反社会的行為があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき等指名停止を必要とするとき。 (1) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。 (2) 登録業者が金融機関から取引停止となったとき。 (3) 登録業者等が、市発注に係る建設工事等の入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。 (4) 予定価格を入札執行前に公表して行う入札において、予定価格を超える入札を行う等不誠実な行為をしたとき。 (5) 姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日制定）第5条（姫路市上下水道局低入札価格調査制度試行要綱（令和4年4月1日制定）第2条の規定によりその例による場合を含む。）に規定する調査に関し、不誠実な行為をしたとき。 (6) 市発注の建設工事等の契約に係る一般競争入札において、落札候補者が、正当な理由なく落札者となることを辞退したとき。 (7) 入札し落札決定したにもかかわらず、正当な理由なく契約を辞退したとき。 (8) 受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り、又は警察に届けなかったとき。 (9) 業務に関し、脅迫的・暴力的言動により市職員を畏怖・威圧する行為又は市職員に対して長時間にわたる執拗な抗議等を繰り返し、職員の執務を妨害する行為をし、契約の相手方として不適当と認められるとき。 (10) その他市長が姫路市建設工事入札参加者審査委員会の審議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	認定の日から 3月 取引再開まで 1月 1月 3月 3月 3月 3月 12月以内 12月以内

備考

- この表において「役員」とは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、登録業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいい、「使用人

」とは、登録業者の使用人で役員以外のものをいう。

- 2 この表において「公共機関」とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体等）をいう。
- 3 この表において「近畿府県」とは、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県をいう。
- 4 この表及び次の表において「市発注」とは、姫路市、社会福祉法人姫路市社会福祉事業団及び姫路市が資本金、基本金その他これに準ずるものの四分の一以上を出資している法人が発注することをいう。
- 5 この表及び次の表において「一般建設工事等」とは、市発注の建設工事等以外の建設工事等をいう。
- 6 この表において「相当の責任の地位にある者」とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人をいう。
- 7 この表において「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項各号に掲げるもの又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づく給付金をいう。
- 8 この表において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 9 この表において「間接補助事業等」とは、国以外の者が国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。
- 10 この表において「業務関連法令」とは、次の法令をいう。
 - (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働者使用関連法令
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の環境保全関連法令
 - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の建築関係法令
 - (4) 刑法、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）その他の法令（建設工事等の業務に関する規定に限る。）
- 11 この表において「重大な違反」とは、当該法令違反等により監督官庁から処分を受けた場合又は逮捕され、事件を検察官に送致され若しくは公訴を提起された場合等をいう。
- 12 この表において「代表役員等」とは、登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

別表第2（第2条、第4条関係）事故等に基づく措置要件

措 置 要 件			期 間
虚偽記載	1	市発注の建設工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、競争入札参加申込書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当と認めるとき。	認定の日から 6月
	2	市発注の建設工事等の施工等に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき。	認定の日から 3月
粗雑行為	3	市発注の建設工事等において、工事成績評定表又は委託業務成績評定表で次の各号の評点合計又は特別評定合計を受け、工事成績が不良であると認められるとき。 (1) 55点未満 (2) 55点以上58点未満 (3) 58点以上60点未満	認定の日から 3月 2月 1月
	4	県内の公共建設工事等の施工等に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき。	認定の日から 2月
契約違反	5	市発注の建設工事等の施工等に当たり、次の各号に掲げる契約違反行為があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 受注者の責めにより契約を解除されたとき。 (2) 正当な理由なく、次に掲げる期間の履行遅滞があったとき。 ア 2月以上 イ 1月以上2月未満 ウ 1月未満 (3) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定の日から 6月 3月 2月 1月 1月 1月以上4月以内
	6	市発注の建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号に掲げる公衆損害事故を起こしたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 (3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	認定の日から 6月 3月 6月

	7	県内の一般建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号に掲げる公衆損害事故を起こしたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 (3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	認定の日から 3 月 2 月 3 月
工事関係者事故	8	市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号に掲げる工事関係者事故を起こしたとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 重傷者を生じさせたとき。	認定の日から 2 月 1 月
	9	県内の一般建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者事故を起こしたとき。	認定の日から 1 月

備考

- この表において「公衆損害事故」とは、公衆に死亡者又は負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた事故をいう。
- この表において「工事関係者事故」とは、建設工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせた事故をいう。
- この表において「重傷者」とは、治療 30 日以上 の 傷 害 を いう。
- 公共建設工事等とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。